

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞表彰事務取扱要領

第1 北海道表彰規則第5条に定める北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰事務の取扱は、北海道表彰事務取扱要領によるほかこの要領の定めるところによる。

第2 北海道科学技術賞の受賞候補者の要件

北海道科学技術賞は、本道の発展に功績のあった個人又は団体（グループを含む）であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著な者を対象とするものであることから、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与した者
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与した者
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与した者

第3 北海道科学技術奨励賞の受賞候補者の要件

北海道科学技術奨励賞は、本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者を対象とする。

なお、若手研究者とは、表彰年度の4月1日現在において45歳未満の者とする。

第4 次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としない。

- 1 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- 2 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- 4 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- 5 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- 6 その他表彰することが適当でないと思われるもの

第5 国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しない。（叙勲、褒賞を含む。）

第6 現職の北海道科学技術審議会委員は、表彰の対象としない。

第7 受賞候補者の学歴について特別の要件を設けない。

第8 過去に推薦されたが、受賞しなかった者については、受賞候補者の対象者とする。

第9 北海道科学技術奨励賞については、過去に北海道科学技術奨励賞を受賞している者への重複した表彰を行わない。

第10 受賞者の選考及び決定

受賞者の選考については、北海道科学技術審議会の意見を聞いた上で、知事が決定する。

附則（平成20年10月15日科技第441号）

この要領は、平成20年10月15日から施行する。

一部改正（平成23年6月27日科技第118号）

一部改正（平成24年7月3日科技第263号）

一部改正（平成25年7月1日科技第149号）

一部改正（平成26年6月11日科技第98号）一部改正（平成27年6月11日科技第117号）